

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
回答者氏名及び所属	フィンガーマン有里子 リトル東京サービスセンター・ソーシャルワーカー
回答作成日	2025年2月28日

I. DV被害者の保護	
1 緊急シェルター	
(1) 概要	
<p>カリフォルニア州では、ドメスティックバイオレンス (DV) シェルターは主に、非営利団体、信仰に基づく団体などによって運営されている。政府機関は、被害者に対する直接のサービスではなく、シェルターを運営する団体に資金提供、運営に関するアドバイスや監督を行うことで団体を支援している。典型的なケースでは、被害者本人が、緊急シェルターまたは支援団体の 24 時間対応のホットラインに保護を求めることにより、当該団体による支援が開始される。緊急シェルターの滞在可能期間は施設によって異なり、通常 30 日から 3 ヶ月ほどの住居を提供する。緊急シェルターと移行型シェルターとの両方を提供している支援団体もある。いずれのシェルターも被害者の安全を確保する他、自立支援に向けた様々なサービスを提供している。DV 被害者支援団体の特徴としては、ほとんどの団体が移民の資格に関係なく被害者を支援することがあげられる。3 機関について調査した結果は下記のとおり。</p>	
(2) 調査対象地域での担当機関名・(3 機関程度を例に挙げ記入)	
<p>機関名 1: Center for the Pacific Asian Family (CPAF) https://nurturingchange.org/ 所在地: 3424 Wilshire Blvd STE 1000, Los Angeles, CA 90010 連絡先: Helpline (800) 339-3940 チャットでの相談: https://nurturingchange.org/chatline</p>	
申込方法:	
<p>被害者本人が、24 時間 365 日開設の CPAF のホットラインに、DV や性的暴行による被害に対する緊急保護を申し込む。トレーニングを受けたアドボケイトやソーシャルワーカーによる面接が行われ、その結果に応じた必要な支援が開始される。</p>	
(3) 入所の要件	
<p>緊急シェルターと移行型シェルターに共通して、DV 被害者本人が入所を希望していること、距離的にシェルターから加害者の居住地が近すぎないこと（居住地に制限はない）、守秘義務を含むシェルターの規則がまもれることが主要な要件である。面接にて被害の状態の聞き取りを行う際、本人が DV 被害を証明することは求められていない。シェルターには共用部分があり様々な人種の被害者が生活するため、本人がそれを受け入れられるかも要件となっている。緊急シェルターに空きがない場合、後に受け入れすることを前提に、短い期間のホテルバウチャー（宿泊券）の提供などで対応することもある。</p>	

※移行型シェルターの場合は、入所時点で既に何らかの収入があることが要件となっている。

(4) 支援内容

被害者保護のための即時の介入、安全計画の策定、感情面でのサポートを提供するほか、被害者の必要に応じた自立支援のための社会資源へ繋いでいる。主な支援は以下の通り。

- 緊急シェルター：45床のシェルター施設では、被害者とその家族が最大6か月間滞在することが可能。危機的状況から安全を取り戻すまでを支援している。滞在中、被害者が利用可能な支援は以下の通り。
 - 基本的な生活必需品（食料、衣類、洗面用品など）
 - 包括的な自立支援（ケースマネジメント）
 - 低所得者向け公的支援の紹介と受給手続きのサポート
 - 家計形成プログラムおよび金融リテラシー教育
 - 子どもたちへの心のケア、健全な成長を支援するプログラムの提供
 - 法的支援、法廷支援

緊急シェルターを利用する被害者の中には、子どもの養育権や離婚の問題など、法的な手続きや協議が続いているケースがあり、アドボケイトによる法廷支援は大切なサポートとなっている。例えば、法廷に提出する書類の作成や裁判への出席などは、法廷システムの知識に乏しい被害者には緊張や不安を与えるものである。その際の法廷アドボカシーの支援は、精神的なサポートにもなっている。

親子の入居者には、親と子の両方に担当アドボケイトがおり、被害者はもちろん、その子どものこころのケアが行われている。

- 移行型シェルター：緊急シェルターを退去後、母親と子どもが安心して暮らせる個人情報を守られた住居で、最大1年間の滞在が可能。被害者の自立に向けた支援を行う。主な支援の内容は以下の通り。
 - カウンセリング
 - ケースマネジメント（自立支援）
 - 子育て支援クラス
 - 生活スキルの向上のための各種クラス
 - 保育支援
 - 低所得者向けの恒久的な住宅への紹介
 - 就職支援

(同団体のその他の自立に向けた各種の支援については、項目6を参照のこと。)

(5) DV被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）

ケースマネジメントにおいて、スタッフやボランティアが通訳支援を行っている。（対応できない言語であれば、外部の通訳サービスを利用することも可能。）また、利用者の文化背景に配慮し、その強みを生かした支援を行っている。例えば、利用者に宗教的に大切な習慣（食事その他）があれば、できるだけそれに対応している。

CPAF が支援しているアジア太平洋諸島系（API）の被害者は、DV 被害者ということ

が汚名であり、孤独や恥じを感じていることが多く、支援においては一緒に協働するというメッセージと、「一人じゃない」という安心感を提供する意味で精神的なサポートは支援の大きな部分である。

日本人アドボケイトは、必要と思えば日本にいる被害者親族へ被害者の状況などの説明をすることもある。これにより、被害者および親族が少しでも安心できるように支援している。

(6) その他、一時保護に関する有益な情報

緊急シェルターでは、支援者は自立に向けた情報をできるだけたくさん提供して、本人がどうするか決める際の手助けを行っている。日本人の被害者の中には、DV被害を相談したり、支援を要求したりすることにあまり積極的でない人もいるが、正直に必要なものを相談してサポートを受けることが自立のために必要である。また、保護ステージから自立ステージへと向かう時点では、DV被害者というマイナスのイメージではなく、自分はサバイバーだというプラスの認識に心理を変えていくことが重要である。

機関名 2 Asian Women's Shelter

所在地: 3543 18th Street #19, San Francisco, CA 94110

連絡先: 24H Crisis Line (877)751-0880, その他 (415) 751-7110

Fax: (415) 751-0806

info@sfaws.org

申込方法:

緊急を要する場合、被害者本人が24時間のクライシスライン (877)751-0880 に電話する。ホームレス支援センター (例えば Access Point) のソーシャルワーカーからの紹介や他のホットラインからの紹介で被害者を受け入れる場合もある。

(3) 入所の要件

DV被害者であり、本人が入所を希望していることが要件である。DV被害が過去のものでDVが原因で行き場がなく、保護が必要な被害者であれば受け入れを検討する。被害の聞き取りは行うが、本人がDVの被害者であることを証明することは求められていない。申し込みの際の本人の居住地は問わないが、聞き取りの際、入所において安全性に問題がないことは確認する。また、子どもがいる場合は、親権の問題を含め、ソーシャルワーカーの経験から懸念材料がある場合は、個別、総合的に受け入れが判断される。安全面で緊急性の高いクライアントは可能な限り入所の優先順位を上げる対策をとっている。

(4) 支援内容

主な支援内容は下記の通りであるが、いずれの支援においてもシェルターでの多言語による対応や文化背景に配慮した対応をしている。

- 安全で、個人情報を守られた住居の提供 (標準で3ヶ月間)
- 食事、衣服の緊急支援
- 包括的なケースマネジメント: 各種社会資源および法的資源に繋げる。医療保険加入の支援、医療サービスを受ける支援 (医療機関の受診予約をとるまでの一連の支援)

- 学校（子ども・大人）、カレッジで英語の ESL クラスや、 High school diploma（高校卒業証書）を取得する支援
- 移行型住宅（トランジショナル・シェルター）を含む中長期の住宅移行へのフォローアップ支援。家賃補助を受給してアパート探しをする際の支援。
- 必要に応じた法律専門家への紹介による法律支援
- 交通手段（バスの定期券）の提供とその使い方の教育
- カウンセリングを受ける支援（ピアカウンセリングまたはメンタルヘルスの専門家への紹介）
- 研修・雇用支援など。

入居者の滞在期間は 3 ヶ月であるが、DV 被害者の直面するホームレス生活や貧困、移民・法律上の障壁といった困難を考慮し、滞在期間は柔軟に対応している。シェルター退去後にも、法律支援のうち一部の支援を継続する場合もある。（例えば、緊急保護、VAWA ビザなどの審査・検討が継続している場合の支援など。）母子の利用者には、母親にも子どもにも相談員がついて支援するほか、母親向けに育児相談を提供したり、外部のペアレンティングクラスを紹介したりしている。

（5）DV被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）

内外のリソースを活用した多言語サービスを提供している（41 の言語に対応）。上記のケースマネジメントにおいて、被害者の母国語でのサービスを提供している。また、各種支援を行う際は、被害者の文化背景に配慮するようにしている。

（6）その他、一時保護に関する有益な情報

当該シェルターでは、多様な入居者を受け入れているが、共有エリアがあるため、文化や習慣の違う入居者との生活に適応する必要がある。一時保護で子どもと一緒にシェルターに避難する際、支援者は Good Cause リポートの提出、警察への事情説明など、できるだけ被害者のサポートをする。しかし、配偶者やパートナーと争う状況では必ずしも DV 被害者が望む結果にならないこともある。（例えば、Good Cause が認められる条件で親権取り決めの法廷手続きの開始に期限（30 日以内）が設けられるなど。）また、子どもをめぐって加害者による警察への通報がされた場合、時間内に親子で出頭して説明する必要も考えられるため、ケースについては、被害者はシェルターと住居の距離を慎重に考えなければならない。

機関名 3 Interval House Crisis Shelters and Centers for Victims of Domestic Violence

所在地: P.O. Box 3356, Seal Beach, CA 90740,

または、6615 East Pacific Coast Highway, Suite 170, Long Beach, CA 90803
連絡先: DV ホットライン (562) 594-4555 (LA 郡) , (714) 891-8121 (オレンジ郡)

<https://intervalhouse.org>

1979 年に設立された、DV 被害者 や ホームレスの危機にある人々を支援する、最大規模の非営利団体の一つである。24 時間体制の個人情報を守られた緊急シェルターを 6 か所運営している。LA 郡とオレンジ郡の高リスク地域において、コミュニティサービスセンター・サテライトセンターを 10 ヶ所運営している。

申込方法:

緊急シェルターや包括的な DV 被害者支援サービスを希望する場合は、24 時間対応の

ホットラインに連絡する。スタッフが状況を評価し、緊急シェルターの利用資格を判断する。

担当者：Shigemasa Kawamura（日本語）ホットライン ロサンゼルス郡：(562) 594-4555、 オレンジ郡：(714) 891-8121

（３）入所の要件

問い合わせの後の聞き取りを基に個別の状況を評価し、緊急シェルターの受け入れを判断する。入所が適切と判断され、施設に空きがあれば、シェルターへの受け入れとなる。空きがない場合は、他の支援機関への紹介を行い、外部のシェルターを含め必要な支援へ繋ぐ。

（４）支援内容

個々のニーズに合わせた包括的な支援サービスを家庭的な環境を備えた施設で提供している。主な緊急シェルターでの支援には以下が含まれる。

- 24 時間対応の危機ホットライン
- 緊急シェルター（シェルターでの滞在期間は平均 30～45 日。状況に応じて長期滞在も可能。）
- カウンセリング
- 法的支援
- 健康・ウェルネス支援
- 経済的・教育的エンパワーメント

（５）DV被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）

支援は被害者の母国語で対応が可能である（70 以上の言語でサービスを提供）。スタッフの 98%以上が文化的に多様であり、また、自ら DV やホームレスを経験した者もあり、言語や文化的背景にかかわらず必要な支援を提供することが可能となっている。

（６）その他、一時保護に関する有益な情報

長期的住宅プログラムおよび家賃補助プログラムにより、緊急シェルター退去後のフォローが可能となっている。（項目 6 を参照。）

2 警察によるDV被害者の支援

（１）概要

DV は重大な社会的犯罪と定義され、DV 加害者は逮捕され起訴されると刑事処罰の対象となりうる。警察機関が DV の事件に対処する際の方針や手続きは、州刑法第 13701 条 (California Penal Code Section 13701) に定められている。典型的な DV の事件は、パートナーからの暴力にあった被害者が警察に通報（911 コール）した後、捜査機関の介入開始となる。数人の警官が通報に駆けつけ、警官は一般的に当事者どうしを分離し、各人から個別に供述を得る。警察は、加害者が特定されれば、その場で加害者を逮捕する。

DV 事件に対応する際、たとえ両者に加担があったとしても警察官は通常、双方を逮捕することに慎重であるべきとされ、警察官は、主要な加害者（dominant aggressor）を特定するために合理的な努力を行わなければならない。主要な加害者

とは、最初に加害を行った者ではなく、最も重大な加害を行ったと判断された者を指す。

警察は、どんなに軽傷であっても、被害者が怪我をしていないかどうかを調査し、被害者に緊急保護命令を望むかどうか、および告訴するかどうかを尋ねる。被害者が告訴したくないと希望した場合でも、警察は加害者を逮捕する。逮捕された加害者は拘置され、釈放のためには保釈金を支払う必要がある。捜査担当者は通常、被害者、被疑者、または現場にいた他の目撃者から追加の供述を聴取するなど被害者へのフォローアップを行う。捜査機関が容疑者を起訴するのに十分な証拠があると判断した場合、ケースが検察機関に提出され、起訴の検討が行われる。その結果次第では、起訴しないという決定もありうる。

事件発生時に子どもがいた場合、逮捕報告書 (Arrest report) の写しは、社会福祉局 (Department of Public Social Services: DPSS) に送られ、そこでは子どもの福祉の観点から独自の調査、介入が開始される。警察は、事件発生時に居合わせた子どもの氏名、生年月日 (あれば学校名) を記録する他、その場にいなかった他の子どもの氏名も、追跡調査のために入手する。

(2) 警察によるDV被害者支援の内容

支援の内容は、被害者への緊急支援 (Emergency Assistance to Victims) カリフォルニア刑法 第 13701 条 (c) 7 に定められ、何段階かに分けて行われる。以下を参照。

最も緊急に行われる支援

1. 医療処置
2. 避難所への移送
3. 必要に応じた病院への移送
4. 個人財産の撤去のための警察/民間の立ち会い
5. 被害者の住居から安全に退去するための支援

次に、警察官は、被害者に対し、被害者の権利通知を行う。

1. 捜査当局、検察官、または弁護士によるいかなる面接の際にも、DV 被害者の支援者および被害者が選んだ支援者を同席させる権利。
2. 被害者の氏名、住所、電話番号、およびその他の連絡先情報が機密として保持されること。
3. 被害者に刑事上の選択肢を追求するための支援を行い、利用可能であればレポート番号を提供し、適切な捜査部門へ案内できること。

次に、警察官は、現場で以下の情報を含む書面通知を被害者に提供する。(刑法第 13701 条 (c) (9))

1. DV を行ったとされる者が公式に拘束されている場合でも、その者がいつでも拘置所から解放される可能性があること。
被害者が加害者の拘留状況や釈放について通知を受けられるよう、VINELink (アプリ) に連絡先情報を提供するようアドバイスする。
2. 利用可能な地域社会の他の支援サービスおよびその連絡方法に関する情報。
3. シェルターサービスに関する情報とその連絡方法。

4. カリフォルニア州の被害者補償プログラム (victim' s compensation) に関する情報および連絡先番号 (1-800-777-9229)。
5. 被害者が地方検事に起訴を依頼できること。何らかの裁判所命令 (緊急保護命令など) が有効かどうかを被害者に知らせる。
6. 上級裁判所へ申し立てを行い、以下の救済命令のいずれかを請求する権利があること：
 - a. 加害者が被害者や他の家族を虐待することを禁じる命令
 - b. 加害者に対する家庭からの退去命令
 - c. 加害者が被害者の住居、学校、事業所、または職場に立ち入ることを防止する命令
 - d. 被害者または他の親に未成年の子どもの監護権や面会権を与える命令
 - e. 被害者が監護する未成年の子どもに対して加害者が干渉したり嫌がらせをしたりすることを禁じる命令
 - f. 監護権が与えられなかった当事者に、未成年の子どもの扶養義務がある場合、養育費の支払い命令
 - g. 命令が有効である間、特定の債務を支払うよう被告に指示する命令
 - h. 当事者の一方または双方にカウンセリングを受けるよう指示する命令

7. その他の権利通知

警察官は、被害者には、虐待の結果として被った損害 (医療費、収入の損失、財産への損害、その他関連費用を含む) について、民事訴訟を起こす権利があることを通知する。

上記の内容については、ウェブ上の以下の政府資料を参照。

https://post.ca.gov/Portals/0/post_docs/publications/Domestic_Violence.pdf

(3) 告訴、被害届等の書類の入手方法

緊急保護申請：申請書は、Judicial Branch of California などのウェブサイトからダウンロードで入手が可能。必要書類はセルフ・ヘルプ (Self-Help) の項目にまとめてあり、多言語に翻訳されたバージョンがあるが、現在のところ日本語のバージョンはない。申請は無料で行うことができる。弁護士は不要で、裁判官が迅速に、申請事案が一時的な保護の対象となるかどうかを判断する。

告訴、被害届：警察の供述のときに加害者を告訴するかどうかを尋ねられるため、まずその時に告訴の意思を伝えることができる。通常、犯罪の通報と法執行機関への協力が被害者に必要な作業で、正式に告訴を提出する主体は地方検事である。手順としては、警察が容疑者を起訴するのに十分な証拠があると判断した場合、ケースが検察機関に提出され、起訴の検討が行われる。検察側は、どのような罪状を起訴するか、あるいは起訴しないかを決定する。

(4) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮 (通訳支援等を含む)

緊急通報 (911)、緊急以外の通報 (877-275-5273) いずれも通訳支援を求めることができる。日本語サービスを利用したい (Japanese operator please.) と伝える。警察は、連邦公民権法の観点からも、事情聴取において通訳支援を可能な限り利用する努力をする。配慮がされるために、被害者は通訳支援が必要であれば、その旨

警察に強く主張することが権利を守ることにつながる。裁判所での司法手続きにおいては、裁判所が言語アクセスサービスを提供しており、無料で通訳サービスが受けられる。司法への平等なアクセスを促進し、裁判手続きが公平で分かりやすいものとなることを目的としている。公聴会の前に通訳をリクエストするためのウェブポータル（下記）があり、通訳を事前にリクエストすることができる。

https://www.lacourt.org/generalinfo/courtinterpreter/GI_IN001.aspx

（５）その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報

英語でのコミュニケーションが不自由な被害者は、警察との意思疎通において不測の不利益が生じる場合が考えられる。特に、双方に事件加担の疑いがあった場合、コミュニケーションの問題で事実と異なった解釈がされ、被害者が主要な加害者と誤解されるケースもありうる。可能な限り通訳サービスの提供を主張することがこのような事態の回避に役立つ。

DV 関連の政策で、警察には、容疑者が逮捕されなかった場合でも DV 被害者の身の安全を守るための当事者への選択肢の説明をすることが推奨されている（Department of State Hospitals' Domestic Violence Policy 州立病院の DV に関するポリシー、Policy 309）

1. 当事者の自主的な別居
2. 適切なリソースへの紹介（例：カウンセラー、友人、親族、シェルターホーム、被害者証人支援）

また、警察の DV 対応ガイドラインでは、警察はフォローアップを行い、被害者の安全が継続的に確保されているか、保護命令が順守されているか確認するべきとされている。

3 その他の被害者保護に関する制度

II. DV被害者の自立支援

1 医療保険

（１）概要

DV 被害者が低所得でかつ加入資格がある場合、無料または低価格の医療保険に加入することができる。主な医療保険は以下のとおり。

● Medi-Cal（連邦政府による低所得者向けプログラム）

Medi-Cal は、連邦政府の Medicaid プログラムのカリフォルニア版で、カリフォルニア州在住の受給資格を持つ人向けの無料または低価格の医療保険。州の州医療福祉局（Department of Health Care Services : DHCS）が Medi-Cal プログラムを統括しているが、郡の窓口が DHCS に代わって Medi-Cal のケースを管理している。Medi-Cal は、ほとんどの医療上必要なケアに適用さ

れ、医療機関での健康診断、外来治療、入院治療の他に、歯科での治療、処方薬、眼科治療、家族計画、メンタルヘルスケア、麻薬またはアルコール依存症治療などが含まれる。Medi-Cal は、これらのサービスを利用するための交通手段にも適用される。

- **Covered California** (州政府が運営する保険マーケットプレイス)
民間保険会社のヘルスプランを比較し、プランを選択することができる州が運営するマーケットプレイス。収入が Medi-Cal 加入資格を上回っている場合、収入規定を満たせば Covered California を通じて州の「保険料援助 (premium assistance)」を利用し、個人や家族の医療保険費用を下げるのに役立てられる。プランには保険料と自己負担額によって4つのタイプがあり、援助額も異なる。
- **Medicare** (連邦政府による高齢者用の保険制度)
米国内で就労し Medicare 社会保障費を規定の期間収めていた場合、65 歳に達した時 Medicare に加入しその保険制度を利用することができる。異なったパート (パート A, B, C, D) ごとに特定の種類のサービスがある。

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法

- **Medi-Cal**
申し込みは、郵送、電話、ファックス、E メール、インターネットまたは最寄りの郡の窓口にて行うことができる。Medi-Cal 及び Covered California のいずれも、共通有効申請書 (Single Streamlined Application) で申し込むことができる。申し込みは一年中いつでも可能。
住所：LA 郡の最寄りのオフィス
インターネット (BenefitsCal) : www.benefitscal.com
共通有効申請書のダウンロード : <http://dhcs.ca.gov/mymedi-cal>
電話：1-800-541-5555
*Medi-Cal 加入資格についての問い合わせは、
電話：1 (916) 552-9200
E-Mail: MCED@dhcs.ca.gov
- **Covered California**
申し込みは、既述の共通有効申請書を使用し、Medi-Cal 申し込みと同様である。注意点は、Covered California の申し込みは、一定の期日に限られているため、申し込める時期をウェブサイトや電話で問い合わせ、期間内に申請留守必要があること。下記インターネットで手軽にプラン、保険料、支援額の見積りを確認することができる。
住所：P.O. Box 989725 West Sacramento, CA 95798-9725
電話：(800) 300-1506
インターネット : <https://www.coveredca.com/>
- **Medicare**
申し込みは、最寄りの社会保障事務所 (Social Security Administration Office) の窓口にてできる。インターネットでの申請もあり。メディケアへの初回登録期間 (Initial Enrollment Period) は、65 歳の誕生日の 3 カ月前に始まり、誕生日の月の後の 3 カ月間で終了する。
Medicare について : <https://www.medicare.gov/>

最寄りの社会保障事務所検索：<https://www.ssa.gov/locator/>

インターネット申請：<https://secure.ssa.gov/iClaim/rib>

電話：1 800-772-1213

その他、ボランティアによる Medicare の中立的な相談所：Health Insurance Counseling & Advocacy Program (HICAP) 電話 1-800-434-0222.

(3) 利用の要件

Medi-Cal：資格を得るには、カリフォルニア州に在住していることおよび一定の基準を満たしていることが必要。2024年1月1日以降、カリフォルニア州では、すべての移民が Medi-Cal の適用対象になった。受けられる給付内容について確信が持てない場合は、窓口相談するように案内されている。

Covered California：加入資格は、カリフォルニア州居住者で Medicare に加入していないこと、または雇用者負担の医療に加入していないこと、合法的な移民であること、収入が制限内であることである。政府の健康保険プラン支援を受ける資格は、収入が連邦貧困ライン (FPL) の 0% から 400% の間の世帯収入である必要がある。支援額は、収入によって異なる。詳細なガイドラインや具体的な申請要件については、既述のウェブサイトにて照会のこと。

https://www.healthforcalifornia.com/covered-california/income-limits?psafe_param=1&gad_source=1&gclid=Cj0KCQiAlp28BhCBARIsADP9HrMFpDv4IVHsyc3bxB8WFD4_1NpCRS2RPGXM1rzM7_aLMu7ExLSWLdgaAhj0EALw_wcB

Medicare：加入資格は、米国に合法的に居住している本人（あるいは配偶者）が規定される期間メディケア保険料を納めている場合でかつ以下の条件を満たす時に加入することができる。

- 65歳に到達したとき
- 社会保障障がい保険 (SSDI) の給付を2年間受給した後
- 末期腎疾患 (ESRD) または筋萎縮性側索硬化症 (ALS) を患っている場合

※要件を満たしているかどうかは、最寄りの社会保障事務所にて問い合わせることができる。

(4) DV被害者が外国人の場合の配慮

いずれの医療保険においても、申し込み、更新、問い合わせには、通訳サービスを依頼することが可能である。

(5) その他、医療保険に関する有益な情報

医療保険は制度が複雑なため、自分で加入要件を満たしていないと判断してしまわず、支援団体のソーシャルワーカーや州や郡の担当窓口にて要件を満たしているか確認してもらう方が確実である。また、医療保険に加入できる要件は、政策により変更になる場合があるので現行の要件であることに注意する。医療保険の更新時期には通知が来るので、期限内に更新をするように注意する。

2 生活保護

(1) 概要

DV被害者が低所得で、かつ受給資格を満たす場合、LA郡あるいは郡が窓口の州政府

の社会福祉サービスに申し込み、それぞれに定められた規定の期間内で連邦政府や州、郡政府の現金支援や食料支援を受けることができる。高齢であったり、障がいがあったりする被害者は、要件を満たせば連邦政府の社会福祉制度を利用できる可能性がある。高齢や障がいのため働けず、かつ資格を満たす合法的移民の生活保護制度もある。

主な支援プログラムは以下の通り。

- **General Relief** : LA 郡のプログラムで、連邦または州の生活保護プログラムの対象外である困窮した成人や特定の特別な状況にある子どもたちに現金支援を提供する。
- **CalWORKs** : 連邦政府の一時的貧困家庭支援プログラム (TANF) のカリフォルニア州運営でのプログラム名。子どものいる家庭への現金支援とその他の支援からなる。Welfare-to-Work (WtW) Program とのセットで、経済的自立を促す。WtW については、II. 3 以降を参照のこと。
- **Cash Assistance Program for Immigrants (CAPI)** : カリフォルニア州のプログラム。65 歳以上、盲目、または障がいを持ちながら、移民であることを理由に連邦政府による生活保護 (SSI 及び SSDI) が受給できない合法的移民に対して、州から毎月現金が支給される制度である。
- **CalFresh : Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP)** 一般にフードスタンプと呼ばれていた連邦政府の補足栄養支援プログラムと同じ。CalFresh は、カリフォルニア州でのプログラム名である。州では、この支援は毎月 電子給付カード (EBT カード) によって提供され、多くの市場や食品店で食料品を購入するために使用できる。

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

DV 被害者が、ホットラインなど支援団体への連絡をした場合は、通常、その団体の相談窓口あるいはケースマネジメントの中で、生活保護に関する行政への連絡先、申請方法等の情報が提供される。直接の申し込み詳細は下記の通り。

- **General Relief、CalWORKs、CAPI、CalFresh** について (州政府および LA 郡のプログラム) は下記の共通申請方法にて行う。

Department of Public Social Services (LA 郡)

連絡先 : (626) 569-1399、(310) 258-7400、(818) 701-8200 (CalWORKs を含む社会福祉全般のカスタマーサービス) 、(866) 613-3777 (通話無料のカスタマーサービス)

インターネット : オンライン (BenefitCal : <https://benefitscal.com/>)、申請書の記入から、証明書類の提出までをオンラインで行うことができる。BenefitCal を使えば、CalFresh や CalWORKs などの他のプログラムにも同時に申請ができる。

(3) 受給の要件

General Relief : 受給するには、LA 郡の住民であり、以下のすべての資格要件を満たしている必要がある。(2025 年 2 月現在)

- 所得（月額）が、\$221 未満であること。夫婦の場合は\$375 未満であること。
- 個人財産の合計価値が\$2,000 以下であること。
- 自動車の所有は1台のみ可能であるが、その価値が\$4,500 以下であること。ただし、ホームレスの方が居住用として使用している場合は\$11,500 以下。
- 申請時に手持ち現金または銀行口座の残高が、単身者は\$100 以下、夫婦・家族の場合は\$200 以下であること。給付開始後は\$1,500 以下に制限される。
- 自宅不動産の評価額が\$34,000 以下であり、特定の条件下で郡給付金の回収を行う権利を持つ担保権に署名することに同意すること。

CalWORKs : 18 歳未満の子どものいる家族を対象とした当該プログラムの要件は以下の通り。（2025 年 2 月現在）

親または保護者が以下の条件を満たしていること

- 米国市民である、または居住要件（合法的滞在資格）を満たしていること
- カリフォルニア州に居住していること
- 逃亡中の犯罪者または薬物犯罪の有罪判決を受けた者でないこと
- 18 歳未満の子ども（または 19 歳未満で、19 歳の誕生日までに高校卒業が見込まれる子ども）を少なくとも 1 人養育していること
- 社会保障番号（SSN）を持っている、または申請していること
- 毎月の家計収入が家族構成に応じた最大支援額よりも少ないこと
- 現金、銀行口座、その他の資産が 12,137 ドル以下であること（障がいがある場合または 60 歳以上の場合は 18,206 ドル以下）その価値が 32,968 ドル以下の自動車は所有することができるが、それを超えた金額は資産として計上される。
- 正当な理由がある場合を除き、養育費に関する規則を遵守すること
- Welfare-to-Work（就労支援プログラム）の活動に参加すること

子どもが以下の条件を満たしていること：

- 少なくとも片方の親が失業中、障がいを持っている、不在（子どもの世話ができない）、収監されている、または死亡していることにより、「養育環境が不安定」であること
- 6 歳未満の場合、すべての標準的な予防接種を受けていること
- 学齢期（16 歳未満）の場合、定期的に学校に通っていること

Cash Assistance Program for Immigrants (CAPI) : カリフォルニアに居住し、65 歳以上であるかまたは障がいを持つ人で以下の要件を満たしていること。（2025 年 2 月現在）

- 永住権など合法的な移民資格（資格については郡の窓口にて確認のこと）
- 収入と規定の計算方法に基づく資産金額が、個人で 2,000 ドル、夫婦で 3,000 ドル以下であること。
- 注意すべき申請要件として、CAPI に申請するには、それに先立って、SSI または SSDI（既述の連邦社会保障局の生活保護プログラム）に申請し、移民ス

ステータスのみを理由に却下されることが必要である。

CalFresh/Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP) : カリフォルニアに住居があり、世帯の収入と資産が規定の条件を満たしていること。60 歳以上の者や障がいのある方は、より高い収入があっても資格を得られる場合がある。また、保育にかかる費用などは収入から控除されるので、申請の時に正確に申告する。市民権を持たない合法的居住者の他、特定の移民ステータスを持つ個人や家族は、CalFresh の対象となるため、ガイドラインを参照のこと。学生ビザ、就労ビザ、または観光ビザで滞在している外国人は対象としていない。世帯全員が合法移民である必要はない。18 歳以下の子どもがいない健康な大人（18 歳以上 54 歳以下）の場合就労要件が加わる。健康上の問題があれば就労要件は免除され、DV 被害者で就労が困難な場合もこれに該当する、ガイドライン：

https://www.getcalfresh.org/immigrants-faq?source=benefits_cal

(4) 支援の内容 (2025 年 2 月現在)

- **General Relief** : 健康な成人は、12 ヶ月のうち最長で 9 か月現金が支給される。(個人 : \$221、夫婦 : \$375) 健康な成人に対しては、当該支援策中の就業・研修プログラムである「Skills and Training to Achieve Readiness for Tomorrow (START)」への参加が必須となる(項目 5 を参照)。
- **CalWORKs** : 原則として最大 60 ヶ月の間、毎月の現金給付を行う。60 ヶ月の制限は生涯のうちなので、もし 1 年(12 ヶ月)給付を受け、その後一時的に CalWORKs を利用しなくなれば、残りの 48 ヶ月の現金給付期間を再度利用することができる。支給月額、家族の人数、生活状況、居住地などを基に、CalWORKs の規則に基づいて、計算されるため支給額には幅がある。途中で就労により収入が要件を満たさなくなっても、60 カ月までは現金給付以外の付随する就労支援サービス(託児支援を含む)が受けられるなど、中長期的に利用者の自立を支援する。
- **Cash Assistance Program for Immigrants (CAPI)** : 毎月の現金支援である。家族の人数、生活状況、居住地などを基に支給金額が算出される。
- **CalFresh** : 電子給付カード (EBT カード) を使用した食料品を購入するための現金支給である。支給金額は世帯人数によって算出され、1 人 : \$292、2 人 : \$536 など。支給の期間は、未成年の子どものいる世帯は特に制限はない。18 歳以下の子どものいない世帯で本人が 18 歳以上 54 歳以下の健康な大人である場合は別に就労要件(20 時間/週以上、または 80 時間以上/月)が加えられ、就労をしていない場合、CalFresh の給付期間は制限される(最大 3 か月間/3 年)。就労している場合、収入要件を満たせば 3 か月を超えて給付を受けることができる。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

無料翻訳・通訳サービスが必要な場合、既出のカスタマーサービス(866)613-3777に電話して通訳サービスを依頼することが可能。

(6) その他、生活保護に関する有益な情報

緊急シェルターにいる間は、生活必需品が支給されるが、移行型住宅での生活には家賃や生活必需品購入のための生活費が必要となる。シェルターのソーシャルワーカーやDV 被害者支援ワーカーは、子どものいるDV 被害者であれば、まずCalWORKsの支援へ繋ぐのが典型的である。被害者が単身であり、健康な成人の場合、Calfresh、General Relief、CAPI など被害者が要件を満たす社会資源に繋げる支援をしつつ、就労による早期の自立に焦点を当てている。生活保護にかかる支援プログラムには、審査に数ヶ月かかる場合もあるため、実際に受給が始まるまでの生活資源がなく困窮するDV 被害者も少なくない。その場合、支援団体などによる包括的なケースマネジメントが必要となる。CalWORKsの受給開始後も、60ヶ月の支給期限があるため、DV 被害者にとって生活保護と自立に向けた様々な支援との併用が重要になっている。

子どもの障がいがあるが26歳になる前に始まった場合の特例：連邦および州の給付（MediCal、Calfresh、CalWORKs、HUD 支援、セクション8など）は、収入や資産に制限があるが、CalABLE口座を開設することができ、最高貯蓄額\$100,000まで資産の要件としてカウントされない特例がある。

3 家族・育児給付等

(1) 概要

CalWORKsによる生活保護は、子どものいる家族を対象としたもので、元来、包括的家族・育児支援を目的としている。例えば、CalWORKsのチャイルドケア（保育費）支援は、育児をしている被害者が教育プログラムへの参加、求職活動および就業ができるように支援する制度となっている。その他、家族支援としては、農務省のWICプログラムによる女性と子どもに向けた栄養プログラム、食費の援助が育児関連支援として行われている。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

CalWORKs チャイルドケア : Department of Public Social Services (LA 郡)
連絡先 : (626) 569-1399、(310) 258-7400、(818) 701-8200 (CalWORKsを含む社会福祉全般のカスタマーサービス)、(866) 613-3777 (通話無料のカスタマーサービス)

※CalWORKsの支援を受けていないが保育費に関する相談が必要な場合は、州の保育リソース&紹介プログラムであるChild Care Resource and Referral (R&R)でチャイルドケア提供者の情報を得るか、Alternative Payment Programs (APP)に代替支援の可能性を相談することができる。

R&R 連絡先 : 1 (800) 543-7793 オンライン : <https://rrnetwork.org/>
APP (プログラム提供団体) <https://www.cappaonline.com/aps-in-california>

LA 郡にある団体と連絡先 : Children's Home Society of California
住所 : 1300 W Fourth Street, Los Angeles, CA 90017、電話 : 714-834-4959

WICプログラム : 申請するには、地域のWIC機関に連絡して予約を取る必要がある。WICの予約の際に、資格の有無を判断するために必要な書類について説明があるので指示に従って近くのWIC窓口で申請する。以下は、代表連絡先。

電話 : 1-800-852-5770
Email : WIC@cdph.ca.gov

(3) 支援の要件

CalWORKs チャイルドケア：現在または以前に CalWORKs の現金支援を受けていた者で、雇用されているか、郡が承認する Welfare-to-Work 活動に参加している場合に利用できる。

Child Care Resource and Referral (R&R)：随時利用可能なオンラインの情報提供サービス。

Alternative Payment Programs (APP)：要件は所得制限など、プログラム提供団体が定める資格を満たす家庭。

WIC：所得制限がある。規定の低所得以下の妊娠中および産後の女性、授乳中の母親、5歳未満の子どもを対象。支給を受けら得るかどうかは、オンラインでおおよその確認ができる。(https://wic.fns.usda.gov/wps/pages/preScreenTool.xhtml)

(4) 支援の内容

CalWORKs チャイルドケア：希望する保育提供者のもとで保育費の補助を受けることができる。保育費の支援は、12歳までの子どもに（特別な支援が必要な場合や重度の障がいがある子どもについては21歳まで）支給される。保育費とは、保育、アフタースクールのプログラムやサマーキャンプなどの費用など。

カリフォルニア州の保育リソース&紹介プログラム：

Child Care Resource and Referral (R&R)：地域の Child Care Resource and Referral プログラムは、保育提供者のディレクトリを管理し、保育を探している保護者にオンラインでリソースや情報を提供している。家族と協力し、それぞれのニーズに最適な保育サービスを見つけられるよう支援している。

Alternative Payment Programs (APP)：プログラム提供団体が、家庭に保育料の補助を行う。これらのプログラムを通じて、参加家庭の親は、就業により家計収入を得ることを支援される。

WIC：農務省による女性、乳幼児、子ども支援プログラムで、主な支援内容は以下の通り。

- 無料の健康的な食品：果物や野菜、ベビーフード、牛乳、卵、豆類、チーズなど、日常の食料品の無料支給。
- 母乳育児サポート：母乳育児の専門スタッフとの相談
- 栄養教育：栄養士などの専門スタッフからの健康的な食生活や食事計画のアドバイス
- 健康・地域支援サービス：医療・歯科・精神的ケアを受けられる施設の紹介。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

CalWORKs、WICその他の州や郡の窓口での申し込み、電話での問い合わせにおいては通訳の利用を依頼することができる。個別の保育施設への問い合わせでは日本語は対応していないので、DV 被害者支援団体の通訳サービスなど利用できる通訳を問い合わせることが必要。

(6) その他、家族・育児給付等に関する有益な情報

CalWORKs による保育費用補助の支援は利用者が就労し自立する際に役立つ支援を提

供している。郡や支援団体のソーシャルワーカーに育児について相談することで、自立に向けて障害となる課題を包括的に解決することにつながる。

4 住宅支援

(1) 概要

中長期的な住宅支援としては、低所得者およびホームレス支援のための低所得者向け住宅の利用、その他、支援団体が提供する DV 被害者への公的あるいは民間のファンドの利用（例えば家賃補助）が主なものである。シェルターを運営する DV 被害者支援団体の中には恒久的住宅を備えているところがあり、自立後、家賃を払えば継続して居住することができる場所もある。公的な家賃補助として、合衆国住宅都市開発省（The U.S. Department of Housing and Urban Development (HUD)）が行う支援プログラム（セクション8）がある。一般の低所得者向け住宅は通常長い待機期間がある。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

- DV 被害者のための移行型住宅および恒久的住宅：通常、緊急シェルターからの転居や社会福祉団体などの協議を経てケースワーカーなど担当者からの紹介で申し込みとなる。緊急シェルターと同じ連絡先への問い合わせ。
- 低所得者または、ホームレス支援を目的とした住宅
LA 郡住宅局（LA Housing Department : LAHD）：低所得者向け住宅検索ディレクトリの提供（Affordable and Accessible Housing Registry）
ウェブサイト：<https://housing.lacity.gov/>
ホットライン：866-557-7368
住所：1910 Sunset Blvd Ste 300, Los Angeles, CA 90026
- 211LA：公、私、または慈善資金によって運営されている非営利団体であり、ロサンゼルス地域社会のホームレスや低所得者のための支援を提供している。
ウェブサイト：<https://211la.org/>
電話：2-1-1
オンラインチャット：<https://home-c6.incontact.com/inContact/ChatClient/ChatClientPatron.aspx?poc=23fa4a25-6519-4634-a932-8587a4269789&bu=4593165>
- U.S. Department of Housing and Urban Development (HUD)による家賃補助金（バウチャープログラム）
申し込みは、最寄りの Public Housing Agency (PHA)の窓口：
https://www.hud.gov/program_offices/public_indian_housing/pha/contacts
- DV 被害者支援団体による家賃補助
各支援団体の連絡先に相談する。（項目6を参照）
- 妊娠中の行き場のない女性のための各所シェルター：妊娠中の DV 被害者は、該当する女性へのシェルターの提供を行う団体に支援を求めることができる。住居のほか、妊娠、出産に係る母親教育を行うなどの支援も行っている。下記は、団体の一例。

- ・Elizabeth House：申し込みは、本人からの電話による。(626) 577-4434、オンライン <https://www.elizabethhouse.net/>
- ・Harvest Home：申し込みは、(310) 452-1223 または、オンラインにて <https://www.harvesthomela.org/apply>

(3) 支援の要件

- 支援団体による DV 被害者のための住宅：過去に DV の被害者であること。その他には、各支援団体の定める規定を満たすこと。家賃の一部、または全額を支払えること。(項目 6 に 3 つの団体の詳細を紹介する。)
- 低所得者向け住宅：厳格な収入制限と資産制限がある。入居を希望する住宅の管理者に問い合わせ、申し込み要件を確認すること。収入や資産はインタビューを受ける際、証明書類により証明する必要がある。
- 211LA によるホームレス等への住宅支援：多くの住宅支援プログラムの情報が集積しており、誰でも相談可能。まずは、電話にて恒久的住宅に関する支援に繋げてもらう。
- HUD によるバウチャープログラム：住宅バウチャーの受給資格は、公営住宅機関 (PHA) が世帯の年間総収入と家族の人数に基づいて判断している。支援は米国市民および適格な移民ステータスを持つ特定の非市民に限定される。例えば、世帯の収入は、希望する地域 (郡または都市圏) の中央値所得の 50% を超えてはならないなど。詳細は、既述の HUD の連絡先に問い合わせる。

(4) 支援の内容

- 支援団体による DV 被害者のための住宅：緊急シェルター退去後の自立のフォローアップまでを完了し、自分で家賃を払って住み続けられる住居の提供など。
- LA 郡住宅局 (LA Housing Department : LAHD) の支援：低所得者やホームレス支援のための、低家賃が設定された住宅の供給を住宅運営団体への補助金を通して支援している。当該補助金で運営されている低所得者向け住宅が、ウェブサイトのディレクトリに管理されており、住宅探しができる。
- HUD によるバウチャープログラム：セクション 8 と呼ばれる連邦政府の支援制度。このプログラムでは、自分で選んだ民間のアパートなど住居に対する家賃補助が提供される。対象となる住居は、HUD から認可される必要があるが、選択肢は、一戸建て住宅、タウンハウス、アパートなど多岐にわたる。
- 211LA：LA 郡の地域住民や団体向けの健康、人道的、社会的サービスのハブとなっている。ホームレスの人々などに住宅支援へのアクセスを提供する他、医療サービスの紹介、住宅や食料支援へのアクセス、就労支援・教育支援・財政支援プログラムへと繋ぐ役割を担う。

(5) DV被害者が外国人の場合

行政の提供する支援の窓口では、通訳サービスを求めることができる。また、多様な言語に対応している DV 被害者支援団体のケースマネジメントでは (項目 1 参照)、通訳や翻訳サービスが利用できる。

(6) その他、住宅支援に関する有益な情報

どの低所得者向け住宅も競争率は非常に高く待機リストは長い。LA 郡では、公的支

援の導入された低所得者用住宅は申し込みから入居まで2年以上かかることが想定されることも珍しくない。

緊急シェルター退去後は、民間のアパートを探し、最初はDV被害者支援団体等が提供する家賃補助を利用、後に全額自分で払うという方法によるスピーディな住居問題の解決が選択されるケースが多い。

5 求職に関する支援・職業訓練

(1) 概要

主な公的な生活保護に付随した就職支援や職業訓練のプログラムが提供されている。これ以外の非営利団体、社会福祉団体による支援については、6.を参照。

A. LA郡行政機関による支援

- **Skills and Training to Achieve Readiness for Tomorrow (START)**
(General Relief 受給者およびCalfresh 受給者)

LA郡のソーシャルワーカーによる就労サポートが受けられる。

B. カリフォルニア州行政機関による支援

- **Welfare-to-Work (WtW) Program** (CalWORKs 受給者)

CalWORKsの現金援助をうけている保護者に向けて職業訓練プログラムを提供している。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

- **Skills and Training to Achieve Readiness for Tomorrow** 及び **Welfare-to-Work (WtW) Program** は、LA郡の窓口に応じる。

California Department of Social Services (州) 既出の Customer Service Center (866) 613-3777

Department of Public Social Services (LA郡) : オンライン

(BenefitCal : <https://benefitscal.com/>)での申し込み、連絡ができ便利である。

(3) 支援の要件

- **Skills and Training to Achieve Readiness for Tomorrow (START)** : General Relief 受給者およびCalfresh 受給者であること。
- **Welfare-to-Work (WtW) Program** : CalWORKsを受給していること。

(4) 支援の内容

- **Skills and Training to Achieve Readiness for Tomorrow (START)**

参加者が就職の機会を広げるための就職準備スキルトレーニング(バーチャル)を行う。参加者は、ソーシャルワーカーの指導のもと20回の就職活動を行うことができる他、指定された活動を完了するために必要な交通費やその他の仕事関連費用について援助を受けることができる。

- **Welfare-to-Work (WtW) Program** : LA郡の例では、利用者はケースワーカーと協働して、自立にむけた目標を立て、達成するよう継続的に支援を受ける。WtWの利用者は、免除、または参加できない一時的な理由がない限り、WtWの活動に一定時間参加することに同意することが求められており、活動時間は、状況に応じて設定される(WtWサービスの受給期間は例外を除き最

長 60 ヶ月)。期間中に参加を停止する場合、正当な理由が必要である。具体的には、以下のような支援がある。

・教育(第二外国語としての英語、一般教養学位、大学学位プログラム)、職業訓練(修了証や資格プログラムなど)、職業技能訓練、その他の職業教育など。

・就労/雇用、ワークスタディ(大学キャンパス内での就労)、職業訓練、社会奉仕。

・WtW 活動中に必要な間接的支援も合わせて行っている。例えば、

- 活動や託児施設への行き帰りの交通手段
- 教材、ユニフォーム、学校や仕事に必要なその他のアイテムにかかる費用
- 12 歳までの児童へのチャイルドケア(保育支援)
- 36 か月未満の子どもへのおむつ代の補助(毎月 30 ドル)

(5) DV 被害者が外国人の場合

いずれの州や郡の支援に申し込む際には通訳サービスを受けることができる。職業訓練、教育支援のうち、第二外国語としての英語習得教育は、特に外国人が自立するために利用できるプログラムとなっている。

(6) その他、求職支援に関する有益な情報

DV 被害者は、仕事のスキル以外に、就業や自立を妨げるメンタルヘルスの問題などを抱えていることもあるため、求職支援と並行してカウンセリングや支援団体からの心のケアなどが重要になってくる場合もある。

6 DV 被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

(1) 概要

自立のための支援の主たるものには、移行型住宅の提供、シェルターを退去した後のフォローアップ・サービス、ケースマネジメント(生活上の問題解決)などがあり、被害者のニーズに応じて提供されている。

カリフォルニア州政府による CalWORKs(既述)は、子どものいる被害者を多角的に支援している。被害者への自立支援の多くは、州内の民間慈善団体や NPO 団体が中心となって提供されている。

支援団体の多くに共通する支援としては、上記 II.1~5 に述べた公的福祉制度を紹介し、申請、受給を手伝うことで自立を助けることである。それ以外にも、自立を妨げる要因を軽減する支援を行う。例えば、暴力によって損なわれたメンタルヘルスを治療するためのカウンセリングサービス、ピアカウンセリングやサポートグループ、法律相談(緊急保護命令、家族法、移民問題についての支援)、法廷支援サービス(Court Advocacy)、ファイナンシャルリテラシーや育児教室など各種の教育、求職活動中のチャイルドケアの提供などが含まれる。各団体がどのような自立のための支援をしているかについては、各々のウェブサイトなどを通して知ることができる。

以下の項目に 3 機関について調査した支援内容をまとめる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法(3 機関程度を例に挙げて記入)

機関名 1 : リトル東京サービスセンター (Little Tokyo Service Center)

ウェブサイト : <https://www.ltsc.org/>

連絡先 : 社会福祉部 (Social Service Department)

電話番号 : 213-473-3035 (午前 9 時から午後 4 時) それ以外の時間はボイスメッセージにて対応している。

所在地 : 231 E. Third St, G-106, Los Angeles, CA 90013

申し込み方法 :

ケースマネジメント : 本人による相談電話への連絡で、ソーシャルワーカーによる聞き取りが行われる。その際、DV 被害の状況と必要な支援が話し合われる。利用要件の確認や、ニーズに基づいたサービスのコーディネートを経て、DV 被害者への様々な支援が開始される。団体内部に必要なサービスがない場合は、コミュニティ内の他の支援団体によるサービスへの紹介がなされる。

移行型住宅 : 団体が運営する移行型住宅の提供は、外部の緊急シェルターの担当者からの紹介によるもののみとなっている。

(3) 利用の要件

DV 被害やその後の生活の困難から自立支援が必要であり、かつ本人が支援を希望していること。DV 被害者のための移行型住宅の利用要件は、入居が本人にとり安全だと認められることや、生活上の規則が守れること、本人がすでになんらかの毎月の収入を得ていることがある。紹介先緊急シェルターの支援担当者と当該団体の担当者の協議を経て入居の可否が判断される。

(4) 支援の内容

リトル東京サービスセンターは、DV 被害者を含む社会的弱者、生活困窮家庭などを対象に幅広い支援を提供している。DV 被害者が利用できる主なサービスは下記の通り。

- DV 被害相談電話におけるソーシャルワーカーやトレーニングを受けた支援者による傾聴
- DV に関する教育、情報や安全プランの提供
- 日本語対応可能なホットライン、緊急シェルターへの紹介
- 各種社会福祉関連サービス及び機関の紹介 (政府の給付金や健康保険の申込など)
- ケースマネジメント
- 法的支援が受けられる団体の紹介 (緊急保護命令、離婚手続き、ビザの問題のための法律相談など)
- 移行型住宅と各種自立支援プログラムの提供 (生活上の問題解決支援)
- 民間の慈善ファンド (Kansha Fund) との連携※
- 日本語でのメンタルヘルス・カウンセリング (無料または、低価格)
- DV を目撃した子に対するこころのサポート
- DV 被害者に向けたオンラインでのサポートグループ (毎月)

※リトル東京サービスセンターでは、民間の慈善ファンドである Kansha Fund による使途が比較的自由的なキャッシュ・アシストがあり、専門家による検討を経て必要であると判断されれば当該ファンドを提供した実績がある。同ファンドはメンタル

ヘルス・カウンセリングやその他の自立支援のために使用される。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮（通訳支援を含む）

団体内に、日本語を始め、韓国語、中国語を話すソーシャルワーカーや心理セラピストが複数おり、被害者の言語にて支援を行っている。また、被害者の文化背景にも配慮したサービスを提供している。

機関名 2 : Center for the Pacific Asian Family

ウェブサイト : <https://nurturingchange.org/>

所在地 : 3424 Wilshire Blvd STE 1000, Los Angeles, CA 90010

連絡先 : Helpline (800) 339-3940 (24 時間対応)

チャットでの相談 : <https://nurturingchange.org/chatline>

(3) 利用の要件

DV 被害者で、自立に向けたケースマネジメントが必要であり、かつ本人が支援を希望していること。サービスの利用は、緊急シェルター、移行型シェルターの入所者のみならず、コミュニティに住む DV 被害者でも可能である。

(4) 支援の内容

- 移行型シェルターにて被害者の自立に向けた支援を行う。主な支援の内容は以下の通り。
 - カウンセリング
 - ケースマネジメント（自立支援）
 - 子育て支援クラス
 - 生活スキルの向上のための各種クラス
 - 保育支援
 - 低所得者向けの恒久的な住宅への紹介
 - 就職支援
- シェルターの居住者以外の地域に居住する DV 被害者へ向けて以下の支援を行っている。
 - チャットライン : <https://nurturingchange.org/chatline>
 - 家賃支援（状況により期間が判断される）
 - 個人およびグループカウンセリング（感情面のサポート）
 - DV や性的暴行に関する教育
 - 裁判所、病院、その他の社会福祉機関への同行支援
 - 法律支援および法律専門家の紹介（移民手続き、離婚、親権、接近禁止命令など）
 - 公的支援制度への登録サポート
 - 就職支援および低所得者向け住宅へのアクセス支援

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮（通訳支援を含む）

被害者が外国人で英語を母国語としない場合、通訳支援の他、英語力を補強するため ESL プログラムを紹介するなどの長期的自立に向けた支援がある。ESL プログラムはカレッジやアダルトスクールなどで授業料は無料（教材費を除く）。

機関名 3 : Interval House Crisis Shelters and Centers for Victims of Domestic Violence (Long Beach)

(3) 利用の要件

DV 被害者であり、支援を希望する者であれば、誰でも申し込みができる。

(4) 支援の内容

当該団体の緊急シェルター退去後の自立に向けた支援は以下の通り。

- 移行型シェルターの提供
- 家賃支援
- カウンセリング
- 子ども・若者のエンパワーメントプログラム
- 法的支援
- 健康・ウェルネス支援
- 経済的・教育的エンパワーメント

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮 (通訳支援を含む)

70余の言語に対応し、文化背景に配慮した支援を提供している。

(6) その他、公的相談機関に関する有益な情報

7 その他の自立支援制度

III. その他の関連情報